金成壽訴訟一審判決争いのない事実

(東京地裁1998年6月23日判決より)

2 争 ٧١ のない事実等

次の事 実 は、 当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事

である。

面 南 (-)外里二八 原告は、 七 番 地 で 生 まれた男 性 で ある。 当 時 の 鲱 国 は 我 が 国 の 植 道蔚 民 地 下 に 郡 あ り、

九二四年

(大正一三年) 一二月一二日に

韓

玉

慶尚

南

山

下廂

創 氏 改名 ロ政策が 行 わ れてい たため、 原告 は日 本名を大立 一俊雄 と名乗っ て Ļ١ た。 原告

は、 九四二年 (昭和一七年)初めころ、 我が国の旧陸軍に志願し、 九四三年

実

た。 ポ 1 昭 和 ルに上陸し、 八年)三月ころ、 7 レ 一半島、 陸 軍 大 ビル 田二四 マ、 雲南省遮放等各地を陸 部隊 第三大隊に配 属され、 軍歩兵として歴 その 後、 シ 戦 ン ガ

さら 付近に あるビルマ南 (=)に、 原 お 告 原 け 告 る は、 戦 シャ は、 闘 九四 中、 ン州ライカ所在第一二一兵站病院で、 九 四 左 四五年 下 年 腿 の昭 右 (昭和二〇年) 肩 和一九年)一二月一二日ころ、 胛 部 腰 部 軟 三月四日ころ、 部盲 質 迫撃 砲 敵機の爆撃によって、 破片 右負傷による入院先で ビルマ 創 の 重 南 傷 部 を受 ワラバン 1 右上 た。

被 告 法 (三) 務省民 は、 昭 朝 和 事 鮮 局 七 * 長通達昭 年 島 出身 四 月 者 和二七年四月一 に 八 つい B 12 て サ は ン フ 日 本 ランシ 九日民事甲四三八号)を発し、 国 籍 を喪 ス コ 失す 平 和 る 条 ع 約 の 办 法 締 務 結 省 されたことか 民 事 その結果、 局 長 通 達

膊投下

爆

弾

破

片

創

を受け、

右腕を切

断

した。

被告は、原告に対し、恩給法九条一項三号に定める国籍条項(以下「本件国籍条項」

又は単に 「国籍条項」という。) を適用し、原告を日本国籍をもたない者と解釈

恩給の支給を行っていない。

旧 日 原 本 告 軍 は、 人 ٢ 現 憲 0 法 関係に基 上の 正 づ 義 < 公平 信 義 の 公平の 原 理な 原 61 理 し に照ら 我 から 国 ع 原 告 条理 の Ę ような 原 朝 告 鮮 の 損 半 失 島 補 出 身 償 の が

れ

るべ

き旨

主

張す

る。

'さ 償 本 程 おらず、 定等に ŧ 軍 0 原 告 受けら 重 人とし 基づ が、 度 当 0 裁 き れ 戦 て 前 我 判 韓 傷 な 記 判 国 か が を受けたにも 所としては原 国 示 政 ったことをはやむを得ない 府 0 のように、 ために かい ら補 最 告 徴を受けた か 退役 ŧ かゝ が わらず、 危 11 険な 後 か は な る補 か 南 日 原 方 本 否 としても 国 償も受け か 告 0 に の 最 か つい 祖国 5 前 恩 線 ては 給が支給されると信じ、 な で で (原 か あ 戦 2 全く主張 告 る 闘 が 韓 たことを前 15 参 関 国 加 係二 政 Ļ ಕ 府 立 国 か 片 提 証 間 5 もさ 腕 12 何 政 を するこ 府 5 失う 旧 れて の の

うした我が国に対する信頼と努力、

そして多大の苦痛

は全く報われないことになり、

とになる。)、

日

本

国

政

府

か

らも結局何

ら補償を受けな

か

0

た

とす

れ

ば、

原

告

のそ

補

日

協

原 告 の 憤懣やるかたない心情とその境遇は想像を絶するものがあり、 同情を禁ずる

ことができない。

得ず、 で 底をなす理念として法 府 対する損 の あ とおり、 0 るが、 かしながら、そもそも、条理のような公平ない 判 また、 断 失補 するところであるとい 条 政治 恩 理 償 自 給の 請 • 水権 体が 社 支給をい 슾 根拠となって具体的な請求権、 を基礎付 の解釈適用 • 経 済 か • うほ なる範囲でどの程度行うかということは、 けることができるか 財 政 の指針となる原理であることは かな 事 情 ŀ١ 等 ات のであるか 従い、 につい 最終的 し 正 とりわ 5 義 τ の 結局のところ、この点に に は、 け本 原 は 国 理 民 消 疑い は、 件のような国 極 の 代表 12 の 実 定法 解さざるを ないところ 公する立 前 上の 記 家に 判 基 法 示

六 以上によれば、 原告の請求は、いずれも理由がないから、棄却を免れない。 関

す

る原

告

の

主張もまた採用することができない。